

泉水国賠通信



n-ro 2

泉水和夫さんの 法廷証言から

毎号、通信の最初のページには、泉水さんの近況を伝える手紙の一部を掲載してきました。今回は、お兄さんの目に映った泉水さんの姿を、二回の法廷証言から紹介したいと思います。

泉水さんには一〇歳違いの兄、和夫さんがいました。小さい頃に別れた父親、四〇年ほど前に亡くなつた母親のあと、ただひとりの肉親でした。大柄な人で、博さんのことを「舍弟が……」という言葉で呼んでいたことが印象に残っています。

一九七七年ダッカHJ事件で博さんが「超法規措置」で出国する間際、面会に駆けつけ、また八八年フィリピンで逮捕され強制送還された時も、会おうとして成田まで出向いています。

弟を心配し続けた兄だったのでしょうか。

左記は八八年九月五日、泉水さんの勾留理由開示公判での、和夫さんの意見陳述と、九〇年五月八日旅券法違反事件第一四回公判での証言概要です。（「ザ・パスポート」創刊号・一九八八年一〇月一日、同二二号・一九九〇年七月二十五日、帰国者の裁判を考える会発行より転載。）そのお兄さんも一九九一年一二月暮れもおしつまつた三〇日、六四歳で亡くなっています。そのお兄さんを偲んで毎年一二月下旬、台東区根岸の西念寺でささやかな法要がもたれています。

「偽造有印公文書行使」に関する勾留理由開示公判——一九八八年九月五日

私は今回の弟博の件について、当局に申し上げたいことがあります。

当局が、今回の件について、私の仕事のことや仕事先など当局に連絡しておくようにと言われましたが、公安の看板をもつて、仕事をさせてくれたところがあるでしょうか。

また、面会の手続きをして面会をさせるから、弟に自白するよう説得してくれとのこと、そのため明日仕事を一日休んで待つてほしいとのことでした。身内の情を利用して自白に追い込もうとする当局のやり方に対し、一言申し上げたい。

一年前ダッカのハイジャックで赤軍の言うまま、弟は赤軍が何であるかも知らず、ただ、お前が行かなければ百何十人の人質が救出されない、と言われ、何かわかりませんが、条件まで出

したとのことです。弟は理由のわからぬまま東京拘置所に移送されたのです。私は拘置所で面会の時、弟の、自分が行かなければ人質が救われない、というので、条件は貰わずに行くという弟の決心に、私も生きられる限り生きていてくれと言つて、別れたのです。

それによつて人質は救出されましたが、何人の人が、そのことを知つていてるでしょうか。また当局は弟のために何をしたというのでしょうか。今度は赤軍のコマンドとして自白させようと色々と手を使つて責めているようですが、このさい一〇年前、弟の出国の時点からのことを公表して、弟がコマンドとなつた本当の理由を社会に伝えて下さい。

それでなければ、弟が当局の取調べに負けず、コマンドとして生きるほかに道はないのですからでしょ。百何十人の人質を救つた弟に残されたものは何でしょか。この一〇年、出国しなければ、今頃は自由の身でいられたでしょ。私は弟と手をにぎり合つて、おめでとうと言える日は二度とないものと思つております。

今弟に言つてやる言葉は、精神的に負けず、コマンドとして生きるほかに道はないのですから、頑張つて下さい。今の私の気持としては、赤軍とは何かと言われてもわかりませんが、一〇年間弟の命を守つてくれた、赤軍のリーダーには心からお礼を申し上げます。

旅券法違反事件第一四回公判——一九九〇年五月八日

弟は千葉刑務所在監中、仮釈放も間近で、一級者でした。千葉刑務所で友人の医療措置を講じてもらうため、管理部長に要求し、その際傷害を与えたということで、旭川刑務所に移監となりました。

ダッカのハイジャックがおきたのですが、私は千葉県で土建業をやつており、(昭和)五二年九月二八日川崎へ行くフェリーボートの中で知りました。だから一九日に木更津警察に出向いて、事件の概要をたずねました。事態がよく飲み込めないし、旭川から飛行機で東京へ来るというニュースを聞いたものですから、面会できるかどうかを、警視庁に連絡してもらつたのです。

で、小菅の拘置所へ行くように言われました。小菅では裏の面会室から入つて、面会しました。九月三〇日の午後二時をまわつていたころです。

顔を見た瞬間、お互に状況を飲み込ませんから、どうしてもダッカへ行くのか、まず聞きました。すると弟は、刑務所の中に長くいて、赤軍のことは全然わからないが、俺が行けば百何十人の人質が救われるのなら、俺は行くことに決めた、ということです。

旭川刑務所では、弟は夜中に突然呼び出されて、お前が行かなければ人質を返さないと言つているからどうする、と言われたが、赤軍のことはまったくわからないし、考へる時間をくれと言つたが、まもなく呼び出されて、お前が行かなければ赤軍は人質を解放しないんだ、の繰り返しだつたと言つていました。

私は弟にとどまる気はないのか、と言いましたが、俺が行かなければ、と答えました。このようなことを三〇分位話しました。面会室を出る時、俺は決めたんだから行く、と言つたので、この九月三〇日はお前の命日だと思うことにする、と言つて別れました。

いずれにしても、これが最後になるかもわからないので、せめて出てくるバスだけでも見送つてやろうと思つて待つていると、新聞社の方が羽田までつれていくつてやろうと言うので羽田へ行きましたが、飛行機のタラップを上がつていく姿を見たのが最後でした。

ダッカに行つた一週間後位に、私は家宅捜査を受けました。その後も年に何回かは連絡はなかつたか、と公安の人人がたずねてきました。

最後にダッカ事件ですが、これは政府の勝手な自分たちのご都合主義で、弟は犠牲者であつて、だから私は弟がここで裁かれていること自体、理解できない。弟の現在の処遇ですが、自分たちが人質をとられて、お前行つてくれと説得しておいて、現在の扱いはあまりにも血も涙もないと思います。

五二年にはもうお前の命日だと思つて別れただけれど、どんな形でも帰つてくれればやつぱり未練ですかね、弟にもう一度、出所させて社会に出してやりたいと、そういう気持ちで現在はいっぱいです。

第三回 口頭弁論報告

一一〇一二年二月一三日、岐阜地裁二〇一二号法廷

第三回 口頭弁論は、第一回の水田・舟橋に続き、秋山さつき・森本忠紀両氏が意見陳述を行った。前回、裁判所側は一度岡、岐阜、愛知、三重、滋賀、京都、大阪……各地からやつて目の意見陳述はほとんど例がないとして済つたが、あと一人だ。来た仲間は、建物の外から響いてくる建て替え工事の音に邪魔け、ぜひにと求め、それが実現した。

原告二名・意見陳述書全文 秋山さつき・意見陳述

私は現在東京に住んでいます。

一五年ほど前に職場での事故がもとで病気になり、転地療養のためもあり、愛媛県の松山に住んでいたことがあります。そこで松下竜一さんの『怒りていう、逃亡には非ず』（河出書房新社、一九九三）を読み、泉水博さんことを知りました。

読んだあと、机に向かいきちつと正座して黙々と袋貼りをする、男の人の後ろ姿が、強く印象に残りました。

「この人は今、どうしているんだろう」

そう思つた私は岐阜刑務所にいる泉水さんに手紙を出しました。

二〇〇七年七月一日に出した私の手紙は、泉水さんの手元に届き返事を受け取ることが出来ました。

「お便り七月六日夕、大変うれしく拝受いたしました。暖かい励ましを戴き、どうもありがとうございました。今は亡き松下竜一先生のお導きによるご縁と、小生とても喜んでおります。どうぞこの後よろしくご交際の程、賜りますようお願い申し上げま

何度も読み返してはリハビリに頑張りました。

退院して半年後、泉水さんに面会することにしました。初めてお会いした泉水さんは、ニコニコと満面に笑みを浮かべて迎え何を話したのか夢中でよく覚えていませんが、別れ際に前の晩泊まる所が見つからず公衆トイレで一夜を明かしたこと話をと、ハツとした様子でした。私が野宿したことを見つた泉水さんは冷たいコンクリートの一室で、私のためにポロポロと熱い涙をこぼしたそうです。その手紙を読んだ私も、私のために泣いてくれた泉水さんを思つてポロポロと涙をこぼしました。

この頃から私は泉水さんのことを持ちと呼ぶようになりました。どうか私を兄弟にして下さいとお願いしたのです。実際私は本氣で養子縁組のことを考えていました。しかし、私のような何も知らない者がしゃしゃり出るのに気後れを感じ、また病氣で体力にも自信をなくして言い出せませんでした。

今、岐阜刑務所の掲示板に「外部交通のための養子縁組はこれを認めない」とあり

何度も書き返してはリハビリに頑張ります。

しかし、会いたい話したい一緒にいたいと思うからこそ、家族になるのではないでしょうか。それを許さない世界は異常であります。そんな異常な世界に何年もいた人たちが社会に出て適応できるとは、私には思えません。

かつて岐阜刑務所の所長が「おまえだけは生きてここから出さない」と博兄に言つたそうです。更生施設の責任者としてこのことを知つた泉水さんは冷たいコンクリートの一室で、私のためにポロポロと熱い涙をこぼしたそうです。その手紙を読んだ私も、私のために泣いてくれた泉水さんを思つてポロポロと涙をこぼしました。

この頃から私は泉水さんと話を始めました。どうか私を兄弟にして下さいとお願いしたのです。実際私は本気で養子縁組のことを考えていました。しかし、私のような何も知らない者がしゃしゃり出るのに気後れを感じ、また病氣で体力にも自信をなくして言い出せませんでした。

今、岐阜刑務所の掲示板に「外部交通のための養子縁組はこれを認めない」とあります。

私はとつて博兄は普通のおじさんではあります。家という組織も同じです。病を抱え仕事を失い子孫を残せなくなつた者は、時には家を追われ故郷をも追われます。

紙は、「何としてもこの足で、社会の土を踏む迄は頑張る」と、力強い泉水さん独特の字で綴られていました。

しかしこの翌年私は、突然遊泳中に体調を崩し倒れてしましました。精密検査の結果、脳に異常が見つかつたものの結局治療困難ということで、退院後は自主管理になりました。

私は松山に身寄りも友人もいませんでしたので、泉水さんから届いた手紙を何度も

りません。刑事囚であり赤軍コマンドとして國もマスコミも、異常な人物に仕立て上げ、異常な世界で異常な待遇を受けています。

しかし、どこにでもいるような私のようなおばさんが、博兄とごく普通に手紙のやり取りをし、ごく普通のおしゃべりをして頂きたいのです。

そして裁判所は、過去の判決文の切り貼りしたものではなく、立法・行政とは分立した司法独自の見解を示して欲しいと思います。

博兄は私に、人を信じ人に頼ることは生きいく上でとても大切なことだと、何度も書き送ってくれます。

しかし、警察や検察・裁判所そして国家は、私に人を疑い人を監視し人を裁くことを求めています。さらに国家という組織を守るために、不利益となるものや反抗する者たちを容赦なく切り捨て、排除しようとなります。家という組織も同じです。病を抱え仕事を失い子孫を残せなくなつた者は、

す」と、丁寧な書き出しで始まったこの手紙は、「何としてもこの足で、社会の土を踏む迄は頑張る」と、力強い泉水さん独特の字で綴られていました。

しかしこの翌年私は、突然遊泳中に体調を崩し倒れてしましました。精密検査の結果、脳に異常が見つかつたものの結局治療困難ということで、退院後は自主管理になりました。

私は松山に身寄りも友人もいませんでしたので、泉水さんから届いた手紙を何度も

以上で、私の意見陳述を終わります。

私は「与作」を歌う泉水さんに憧れて面会に行きました。

北島三郎がアラブで「与作」を歌つたところ、泉水さんの「与作」を歌うとは、北島三郎という歌手は日本赤軍のシンパか何かか、という問い合わせがあつたほど、泉水さんの「与作」はアラブ世界で広く知られ愛されています。

プロ、アマを問わず、外国で広く支持される日本の歌手は極めて少ない。ましてアラブ世界ではなおさらのこと。私たちがアラブ世界を知らないように、アラブの人々も日本をほとんど知らないでしょう。そんなアラブの人たちは、日本といえば、泉水さんと「与作」をイメージすることでしょう。

「与作」を歌うことで泉水さんは日本人の具体的な像を伝えました。それは働く者の姿、農林業という古くからの日本の労働の姿です。このような日本人像を教えてくれたことは、同じ日本人として嬉しく、泉水

「与作」を歌うことで泉水さんは日本人の具体的な像を伝えました。それは働く者の姿、農林業という古くからの日本の労働の姿です。このような日本人像を伝えてくれたことは、同じ日本人として嬉しく、泉水さんを誇りに思います。会って話が聞きた

まつたく人間の言葉を解さない、このよ
うな牽強付会から、私は、思想・言論弾
圧の嵐が吹き荒れた、戦前の治安維持法の
時代を思ひ浮かべます。

西東三鬼さいとうさんきという人が作つた「昇降機しづ
かに雷の夜を昇る」という句があります
が、どこがいけなかつたのか？

それは「雷の夜すなわち国情不安な時、
昇降機すなわち共産主義思想が昂揚する」
という意味であつて、暗喩つまり暗号で同
志間の闘争意識を高めていたからいけな
い」とされました。

さらにリアリズムを巡つてかけられた容疑があります。当時はリアリズムという言葉を使つただけで重罪とされました。この容疑に関しては三鬼は勝算がありました。なぜなら、西東二鬼は俳句における態度と

くて私は面会に行きました。現在の希望は
泉水さんの「与作」を聞くことです。

ています。「さわ」は重信さんのことと、まるで暗号名を解くような言い方をされて

『ハーモニー 心をつなぐ歌』（カン・テギュ監督、二〇一〇）という素晴らしい韓国映画があります。韓国女子刑務所のコーラス部が韓国の全国コーラスコンテストの特

別ゲストとして招待され出演いたしました。これは実話です。刑務所の受刑者が素晴らしい歌のハーモニーを韓国全土に響かせたのです。ここに私は韓国社会の希望を見出します。

翻つてわが日本、泉水さんが「与作」を私たち日本の国民に聞かせてくだされば、日本社会の希望を全世界に発信することができるでしょう。

ところが岐阜刑務所によれば私が泉水さんと面会したのは重信さんとの連絡係が目的とされます。なぜこのようになる

のでしようか？
面会記録では「さわさんからも行くよう
に言われまして」と私が言つたことになつ

してリアリズムを用いることに当時反対していたからです。「態度のリアリズムは俳句を階級的闘争の場に限定する」と論じて、その証拠となる文章が検察が押収した

資料にちやんとあります。リアリズムを説くことが罪になるのなら、リアリズムは仕事句を滅ぼすからイカンとする三鬼は当然無罪となるはずであります。

ところが、何と「リアリズムを否定する擬態をもつて、大衆の注意を喚起した」と言うのです。わざとリアリズムを否定するフリをしたんだ、あれはウソなんだといふ

「勝手に」といふと、私はシャツボを脱いだ」と三鬼も言つています。

あつて、取り締まられる側は罪ありに沖
まつて いるのです。そのためにはどんな
理な理屈でも通してしまうといふことが
くわかります。白を黒と言いくるめて恥じ

これまで許されていた私たちの泉水さゝとの面会・文通が、岐阜刑務所により、なぜ不許可となつたのか。これまで許可していたのは杜撰な管理によるもの、すなわち

今の日本は大部分の人が刑務所の実態を知りません。知らないことが、差別を生み、助長しています。私は重信メイさんの

お話を聞く会を催したとき、重信という名前だけで、会場を貸すことを断られました。

パレスチナのガッサン・カナファー

ニーという作家の「ハイファに戻つて」と

いう小説を朗読劇に翻案、上演しようとしたところ、またも会場から断られました。

一回目は仏教寺院、二回目はキリスト教会でした。

差別の恐ろしいところはここ、すなわち、差別が差別を呼ぶところであります。重信房子は一体どんな人か少しも知らずに、名前だけはみなさん知つておられます。怖い人でしょ。悪いことをした人でしょ」というわけです。そして娘の重信メイも同じとみなして排除されます。重信房子と交通があるのなら、森本は同じ思想で繋がつてゐるんだろうと見なされます。

このように、社会の偏見・差別と法の番人の悪意とが相通じ合つてどうするのでしょうか。それは自由にものが言えない社会を作り出さずにはおかしいものです。戦前の暗黒の時代へと私たちは再び同じ道をたどるのでしょうか。

私たちは今別れ道に立っています。岐阜

刑務所と被告の国側は、また戦前と同じ過ちを繰り返したいのでしょうか。

そうではありますまい。日本社会を暗くしよう。世の人々を不幸せにしようと誰も望みはしないでしょう。

ではどうすればいいのでしょうか。受刑者を喜ばせることは受刑者の矯正にとつて支障をきたす、正しい矯正とはどこまでも受刑者を苦しませることである、とする偏狭な思い込み、日本の刑務所が長きにわたって培つてきた伝統から、ほんの少し自由になればよいのです。もっと簡単に言えば、韓国の刑務所運営をほんの少し見習うだけがよいのです。

私たちは放射能に汚れた地を、子々孫々に残すという取り返しのつかない過ちを犯しました。放射能は何千年、何万年も取り除くことができません。

なおその上に、思想・言論の自由なき、差別社会を私たちは子や孫、後々の子孫に提供しようというのです。

裁判傍聴のあと、交流会で得たもの 日方ヒロコ

泉水博さんのことは、水田ふうさんが出している通信つながる。

『風』五一号でくわしいことを知つたので、傍聴要請があつたときにはどんなことがあつても行こうと思つていた。

第一回の法廷では、水田ふうさんが四年前から月一回面会に行くようになつて、泉水さん的人柄のよさにふれ、それが何の予告もなく面会不許可になつたときの、驚きと悔しさを感情をこめて語られたときは傍聴席の私も涙を止めることができなかつた。

そのあと岐阜に住む舟橋寛延さんが面会不許可になつたいきさつを淡々と述べられ、二人の原告の意見陳述によつて、面会不許可とともに手紙のやりとりや差入れまで一切禁止されたことは不当だと、国賠訴訟を起こすにいたつたことがうきぼりになつた。

三回行われた法廷に三回とも傍聴しているが、法廷でのやりとりは短時間で終つても、その後、市民会館など席をかえながらの原告と代理人、傍聴者が当日の法廷のいきさつとこれからの方針を確かめあつた後、近頃の日本の刑事施設が時代逆行してきたこと、とくに名古屋拘置所、岐阜刑務所の待遇が悪くなつていてことなど、学習の場にかわることで、次のステップへの踏み込み方が解るのが、傍聴に来た甲斐に

一回目の市民会館での話し合いの中では、ドイツの刑務所

私は『死刑・いのち絶たれる刑に抗して』（インパクト出版会）を出して一年経つが、木村修治さんが死刑執行されるまでのいきさつを掘り起こしていく作業は本当に辛いものだつた。

最高裁口頭弁論の期日指定があつて、私選弁護人を引き受け下さった安田好弘弁護士もいまだに木村修治さんをつかつて自分の「不注意」によつて死刑執行されてしまつた話を、台湾で開催されたアジア人権学会と死刑廃止グループとの交流会で話されていたら、東海テレビのドキュメンタリー放送「死刑弁護人」（二〇一一年一〇月九日放映。文化庁芸術祭・テレビドキュメンタリー部門優秀賞受賞）の中でも私の本を持つて、木村修治さんが死刑執行されたことを悔やんでいるシンがある。「デッチャゲでもいい、再審に持つていくべきだった」と。私は「死刑弁護人」を二回見て、その内容の深さに感動した。そして私にも同じ悔いが残つてゐることを痛感する。

第3回口頭弁論 2012.2.23 傍聴メモ

▼定刻から5分遅れで着。傍聴席ほぼ満席。

後でFさんから、「立ってたひともいた、原告側弁護人もこれまでいちばん傍聴者多いんじゃないかなと言つてた」と聞く。

▼麻生邸アリティツアー事件国賠原告団から、夜行バス0泊2日で東京から傍聴にきたひと1名あり。

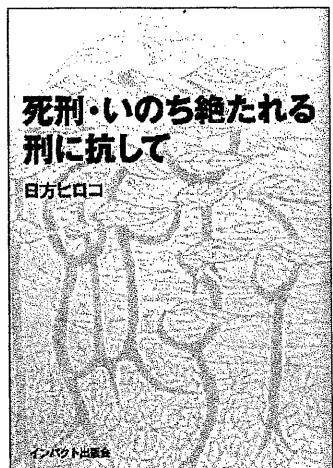
▼岐阜裁判所改築中。コンクリ打設作業の騒音がひびきわたつていて、音声が聞き取りづらかつたため、これまでの公判傍聴時なく集中を強いられる。

しかし、それでかえつて証人の陳述を傾聴で

きた。ささやくような小さな声にも法廷中が全力の注意を払っていたようだ。

▼原告のAさんが陳述の中で、「岐阜刑務所の中には『外部交通のための養子縁組を禁ずる』と掲示してある」とおっしゃっていたのが気になつたので、閉廷後の報告会で質問したところ、弁護人Yさんから「『外部交通目的で養子縁組した場合の面会は許可しない』という意味ではないか」とご教示いただいた。

▼報告会では、2月20日に死刑判決が出た光市事件について、大手媒体では報道されていない被告の状態についても言及があった。（突）



『死刑・いのち絶たれる刑に抗して』(インパクト出版会、2010.12)

の場がある。反対側のビルの一室には加害者家族の交流の場がある。

信じがたいことだが、被害者家族の人と加害者家族の人たちの交流も成り立っている。韓国へ旅行される機会のある方は見学されるといいですよ、といった話も出た。

一昨年の日比谷公会堂での死刑廃止大集会には、韓国からきた朴秉植さん（東国大学法学部教授）が、韓国の死刑廃止運動はフォーラム90から多くのことを学んだ。法律にも反映していく一三年間死刑執行はされていない、といった報告があつたな、と思いながら安田さんの話を聞いていた。

終身刑の囚人は一人になりたいとき、自分の個室の鍵を持つていて、自分の意志で室に入り中から鍵をかけることができる。

作業は八時から始まるが、必要に応じて図書室に入り文献を調べることができる。

面会室には広い部屋の両ふちに刑務官が立っているだけで、面会者の会話は自由である。夫婦一人きりで入れる面会室もあり、中にはコンドームの自販機もある。といった外国の例を聞くことで、刑事施設の未来像を考えることもできる。

二回目の市民会館での話し合いの中で印象に残ったのは韓国ソウルの裁判所の話だった。

法廷での裁判官の位置が日本では一段高い場所にあるが、ソウルでは裁判官が中心にいるだけで弁護士・被告・検事の席にほとんど段差がない。

また、裁判所の近くのビルの一室には、被害者家族の交流

会が重なる度に泉水博さんの人柄の真摯さに胸うたれ、お会いしたい気持がつのる。

この国賠共同訴訟を勝つまで傍聴するぞ！ と泉水さんにもお伝えしたい。

とともに、場所をかえての学習で、過ちを犯した人の生き直しの場はどういう構築したらよいのか、日本の実状はどうなっているのか、貴重な学習の場になつていているので、傍聴の日が楽しみになつてている。

泉水さんと面会したよ!!

水田 ふう

面会不許可になるまで、わたしは毎月舟橋くんの車に乗せてもらって、身柄引受人の由井滋神父三人と毎月泉水さんの面会に通つてた。

それがおととし一〇月、舟橋くんもわたしも面会できなくなつて、面会できるのは、身柄引受人の由井神父ただ一人になつてしまつた。

しかし、そのまますごすご引き下がるのは業腹やし、泉水さんに今月も来てるよ、つて知らせたいから、舟橋くんの車でいままで通り、三人で毎月岐阜刑に通つてた。

で、去年一一月八日や。思いついて、ダメもとで、私もいつしょに面会申込みを出してみた。

面会申出書には、「面会の目的」の欄に「親族の方」——安否・仕事・子供・家庭・その他（ ）とあって、「親族外の方」には——具体的に面会目的を記入

願います。（ ）とあるんや。わたしはこれまでどおり「安否」と書き入れて、受付に出した。

出したけど、まあ、期待はしてへん。これまでどおり、けんもほろろに「親族以外はダメ」——とあつさり云われてしまうやろ、と思つてた。

ところが、予想に反して、「安否とは何を具体的に尋ねるのか」と聞いてきたや。

内心「えつ？」とあわてたけど、「膝が痛い」ということで、サポートを差し入れたけど、まだ膝が痛むと手紙に書いてあつたし、夏の暑さにはかなり参つてはつたみたいやし、それがずっと気になつててはつたみ

です。どうしても面会して、直接泉水さんの顔を見て、安否をたしかめたいのです」と答えた。そしたら「上に相談してくる」と云うやないの。

長い時間待たされたから、ひょっとして

提訴したのは、去年七月。

一月一四日に、被告・国が準備書面を出してきた。それを読んでみると、わたしが「不許可」にした理由の一つに「面会の目的は、単に『安否』とするにすぎず、双方の交友関係の維持その他面

会を必要とする事情は認められなかつた」と書いてある。

「親族でないから」とはひと言もない。これも提訴したから明らかになつたことや。

なるほど……そういうことなら、こんど

は、獄外獄中共同訴訟人として「裁判に関する打合せ、相談の必要」という、いま切実な問題を面会目的にして申し込んでみよう——と思った。

三月の一九日。この日も車に乗せてもらつて由井神父に同行した。

あらかじめ、「面会目的」を便箋一枚に書いたものを持参。なにしろ面会申出書の欄は理由を書き込むには狭すぎるんや。

岐阜刑務所長様

成二二年一〇月一九日泉州博さんとの面会が不許可になり、現在、その不当性を訴えて他の原告八人と国家賠償訴訟を起こしているものです。

しかし、最も当事者である泉州さんは、原告としてこの裁判に出廷することがかな

いません。それで、裁判の打合せや相談をするには、手紙によるほかないのでですが、手紙を出せる日時が限られているようですし、手紙ではどうしても判然としない部分が多いのです。

それで、今日はどうしても泉州さんと直

接面会して、裁判の細かい打合せをしたいので、どうか「許可」をおねがいいたします。これは裁判上どうしても必要不可欠な面会申請です。

水田ふう

係官は、この書面に目を通して、「面会目的は、裁判の打合せということですね。」「はい」「上に相談してきます。」——と、前と同じやりとりして、待合室で待つてると、意外に早く係官がもどってきた。そして「許可します」と云うやないの。もうびっくりもびっくり。

「会話は裁判のことだけに限つてですからね」と釘をさされただけど、それこそ予想外。こつちとしては、いくら正当で、もつともな申し出と思っても、相手は絶対権力・システムロボットや、壁に向つて話しててようなもんやから、こんどはどんな

「不許可」の理由をつけてくるんやろ——と待ちかまえてたところが「ウツソー。ホンマー!!」やんか。

しかし、その内心小躍りするような気持を抑えて、当然のような顔して面会室に向つた。

一年半ぶりの久しぶりやのに、挨拶もろくにせずやつた。泉州さんは、もう大丈夫と口では云うてたけど、なんだかまだ顔がむくんでもうで、本調子でないみたいやつた。

面会時間は三〇分。一〇分増えてた。裁判以外のこといろいろ話たかったんやけど、「面会打切り」なんて云われたらいやと思うて我慢した。

風邪がえらく長引いて、かなり体調を崩してた泉州さんは、もう大丈夫と口では云うてたけど、なんだかまだ顔がむくんでもうで、本調子でないみたいやつた。

面会時間は三〇分。一〇分増えてた。裁判以外のこといろいろ話たかったんやけど、「面会打切り」なんて云われたらいやと思うて我慢した。

次はもうちょっと要領よく、「裁判の打ち切る」とか、「面会打切り」などと云ふ言葉がかかると、面会に行こやと思つて我慢した。

合せ」ができるようにして、面会に行こや。

* 春の人事異動で——所長が変わつてゐらしい。

新任所長の名前は熊谷恵行。わたしが泉州さんに面会できたのは、所長が変わつたからなんやろか……。たしかに所長が変わると待遇が変わつたんや。

浦寛美というのが前の所長やけど、このひとが二〇一〇年、岐阜刑に転任してきて、九月一日付けて「所長指示」なるものを出した。それで一举に待遇が悪化したんや。

一年半で転任とはえらく早いやないの? 転任先は、「名古屋矯正管区第二部長」という身分やそうな。待遇を厳しくしたことが認められての、これは榮転なの? それとも降格?

なにしろこの浦寛美さん、「面会させてたのは、前の所長の誤った運用によるもの……」なんて前代未聞のことを云うてくれたおひとやけど、果たしてその間違つた待遇をしてた前々の所長さんは、どんな处罚を受けはつたんやろかね。

そういうことも公開してもらわねば!

「墨塗り」記事の非公開決定違法	
岐阜地裁判決	で岐阜地裁は2日、非公開決定を取り消す判断を言い渡した。針塚遵裁判長は「新聞の内容は図書館などで誰でも閲覧でき、開示されるべきだ」と述べた。
岐阜県警の留置施設に勾留されていた男性	が、新聞記事の「墨塗り」された部分の情報が、新聞請求を県警が非公開としたのは違法だとして、県に処分の取り消しなどを求めた訴訟
岐阜地裁判決	で岐阜地裁は2日、非公開決定を取り消す判断を言い渡した。針塚遵裁判長は「新聞の内容は図書館などで誰でも閲覧でき、開示されるべきだ」と述べた。
岐阜地裁判決	で岐阜地裁は2日、非公開決定を取り消す判断を言い渡した。針塚遵裁判長は「新聞の内容は図書館などで誰でも閲覧でき、開示されるべきだ」と述べた。

「毎日新聞」2012年2月3日朝刊より。
記事・上は、泉州国賠担当裁判官による判決。記事・下は、岐阜刑務所による面会不許可をめぐる裁判で、原告勝訴の報道

【三上剛輝】	の犯罪に関する新聞記事で墨塗りにされた容疑者の名前や年齢などに関する情報の公開を請求。県警は非公開としていた。
信仰目的の面会不許可是違法	【三上剛輝】

岐阜・受刑者勝訴

修道院のシスターと信仰目的の面会不許可是違法

岐阜・受刑者勝訴

「面会が許される余地があるのに許可しない」の判断は、違法な公権力の行使に当たる」と指摘した。岐阜刑務所の浦寛美所長は「関係機関と協議の上、適切に対応したい」とのコメントを出した。【三上剛輝】

岐阜地裁判決	で岐阜地裁は2日、非公開決定を取り消す判断を言い渡した。針塚遵裁判長は「新聞の内容は図書館などで誰でも閲覧でき、開示されるべきだ」と述べた。

多田尚史裁判官は

で岐阜地裁は2日、非公開決定を取り消す判断を言い渡した。針塚遵裁判長は「新聞の内容は図書館などで誰でも閲覧でき、開示されるべきだ」と述べた。

4回にわたって情報公開条例に基づき、特定

公開請求を県警が非公開としたのは違法だとして、県に処分の取り消しなどを求めた訴訟

泉水さんのもう一つの裁判

「順変」「無事故剥奪」に関する本人訴訟について

本号、お兄さんの証言にあるように、泉水さんは決して婆婆に出たくて「出国」したんじゃない。断じて「逃亡」したんじゃない。「自分が行かなければ人質が殺されるかもしれない……」と思いつめて飛行機に乗ったんやつた。それを国は「遁刑」とみなした。

一九八八年六月、泉水さんはフィリピンで身柄を拘束され、国外退去処分される航空機内で旅券法違反容疑で逮捕。そして東京拘置所に既決囚として収監された。

一九七五年、千葉刑務所で、たつた「一人の反乱」を起こしたとき、泉水さんは仮釈放を目前にした一級やつた。しかしこの行動によって懲役二年六ヶ月の有期刑が加わって旭川刑務所に移されたとき、四級に降下させられている。それでも一九七七年の人質交換で出獄する時点では、模範囚の泉水さんは再び二級まで復讐していたんや。それなのに、東拘では四級からのスタートやつた。

身刑いうことなんや。

泉水さんは、東拘にいたとき、刑期についての質問をした。

「私の将来的な問題として、今後の刑の務め方——現在、無期を務めているわけだが、現事犯（旅券法違反）の刑確定後の刑の切り換え並びに仮釈放の審査対象となるまで、どのくらいの期間がかかるのか？」一応の目安的なものを持つて今後の受刑生活を務めたいので教えていただきたい」とこの質問に対する東拘側の答は、「そのことについては解らない」という、にべもないもんやつた。

岐阜刑に移されてから今年で一七年目に

入る。泉水さんは国外にいた一〇年を引いても、すでに獄中四二年。年数からいえば、当然仮釈放が検討されてもいいはずなんや。

岐阜刑に対しても同じ質問を泉水さんはしていて、「仮釈放の審査対象になるには、無事故五年が必要」という答をもらつてい。初めて面会に行つた頃、泉水さんは懲罰を受けて、「無事故」を剥奪された——とかなり落ち込んでいるときがあつた。

ようやく三級へ進級したのは一九九〇年の一〇月。一級の昇級に二年四ヶ月もかかっている。「遁刑処分」としての懲罰的

二年の判決が確定して七月、岐阜刑務所に移管された。しかし、この懲罰的処遇は、岐阜刑務所でも続いている。

泉水さんは、移管されたとき当時の所長から「おまえは絶対に出さないからな」とまで宣告されてるんや。

いま私たちは泉水さんと共に、「面会不許可」処分に怒って、安田好弘さん山下幸夫さんという強力な弁護団がついて訴訟を起こしてたんやけど、これとは別に、仙台の舟木友比古弁護士の助けを借りてもう一つ別に、泉水さんが本人訴訟で争つてたのが、この差別的・懲罰的処遇や。

泉水さんは、無期懲役の上に「旅券法違反」で、さらに懲役二年の実刑を加えられる時点では、模範囚の泉水さんは再び二級まで復讐していたんや。それなのに、東拘では四級からのスタートやつた。

た。（千葉刑事件の二年六ヶ月は一一年間の出国中に時効となつていて。）

このように刑が重なる場合、刑事訴訟法474条に「二つ以上の主刑の執行はその重いものを先にする」とある。但し書きに「検察官は重い刑の執行を停止して、他の刑の執行をさせる」とができる」と規定している。

しかし「その当否、変更の時期などは全て検察官の裁量事項」である——というのが被告・国の答弁。問題はいつもこの「裁量権」や。

泉水さんから「順変」と云われて何のことがわかるんかつたけど、無期刑の執行を一度中断して、懲役二年の有期刑を先に順序を変更——「順変」——して、その二年の刑を終えて再び無期刑へと戻した上で、仮釈放という手続きに入らないかぎり、いつまでたつても無期のまま——事実上の終

りの特別扱いか——。

しかし、これは泉水さん一人に限つた处罚ではない。獄中でどんなに懲罰を受けても有期刑なら満期がくれば婆婆に出れる。しかし無期囚は、何の法的根拠も明らかにされないまま、所長や検事の恣意的裁量権にゆだねられている。

泉水さんのもう一つの裁判——「順変」「無事故剥奪」に関する「国賠」本人訴訟——は、そうした獄中のもの云々仲間を代表しての抗議でもあるんや。

しかし、泉水さんはその裁判に原告として出廷することもかなわぬまま、五月一日の口頭弁論期日をもつて審理は終結となる……。

一〇日は、一日の共同訴訟の前日で場所も同じ、岐阜地裁。原告本人も弁護士もいないで、どんな法廷風景なんやろ。裁判官と国・被告だけでどんな口頭弁論のやりとりがあるというんやろ。

泉水さんにかわって、ぜひその現場を見届けにいこう。五月一〇日（木）午前一〇時三〇分、岐阜地方裁判所二〇一号法廷にて。どなたかご同行おねがいします。

来信

◆ 泉水裁判、近かつたら絶対行くのに……と思つていきました。

福岡・Nさん

◆ 裁判、前進があるとよいですね。

千葉・Aさん

◆ 日常ではわかりにくいことがよくわかりました。さきやかながら共にいたいと思います。

千葉・Hさん

◆ 通信を読ませていただだけで申し訳ない気持ちですが、それこそ気持ちだけは一所懸命支援しています。

東京・Nさん

◆ ニュースありがとうございまして。通信費の足しにでも、といふことで。

個

が社会的に確立されないまま、日本社会は今、「個」の問題に直面している。そうした日本にあって、いろんな方がそれぞれにおいて、泉水さん支援に動いている。その動的方向性は、とても示唆的です。

◆ 泉水さんの生き様のすさまじさを自分の生き様とくらべながら読んでいます。

埼玉・Oさん

◆ 通信届いています。一番問題なのは、やはり所長の「裁量権」で

申します。

◆ 通信届いています。一番問題なのは、やはり所長の「裁量権」で

申します。

◆ 通信を読ませていただだけで申し訳ない気持ちですが、それこそ気持ちだけは一所懸命支援しています。

大阪・Hさん

◆ 死刑確定囚の場合、「死刑囚の心情の安定」というのが理由とされています。通信費の足しにでも、といふことで。

大阪・Hさん

◆ ニュースありがとうございます。死刑確定囚の場合、「死刑囚の心情の安定」というのが理由とされています。通信費の足しにでも、といふことで。

個

◆ 自律と自覚が要請される「個」

安定を、死刑確定者の権利を制限する原理であると考えてはならない」ことが衆議院法務委員会で総員起立で附帯決議とされました。（参議院でも行われていると思いまます。）所長面会でこのことを言つたのですが、新任の所長は理解できていました。こちら側の主張の武器になると思ひます。次回、面会（所長）があれば、このことを大きな声で主張しようと思ひます。

◆ 通信届いています。一番問題なのは、やはり所長の「裁量権」で

申します。

◆ 通信を読むまで、ふうさん

が面会不許可になつたこと、全然

面会できないのもそんなんじよ

うね。

◆ 「通信」を読むまで、ふうさん

が面会不許可になつたこと、全然

面会できないのもそんなんじよ

うね。

◆ 死刑確定囚の場合、「死刑囚の心情の安定」というのが理由とされています。通信費の足しにでも、といふことで。

個

◆ ニュースありがとうございます。死刑確定囚の場合、「死刑囚の心情の安定」というのが理由とされています。通信費の足しにでも、といふことで。

個

◆ 自律と自覚が要請される「個」

置所で、今、問題にされていることなので注目されていますね。一読者での参加しかできませんが、いつも見守っています。

大阪・Sさん

◆ 「通信」を読むまで、ふうさんが面会不許可になつたこと、全然

面会できないのもそんなんじよ

うね。

◆ 「通信」を読むまで、ふうさん

が面会不許可になつたこと、全然

面会できないのもそんなんじよ

うね。

◆ 「通信」を読むまで、ふうさん

が面会不許可になつたこと、全然

面会できないのもそんなんじよ

うね。

◆ 死刑確定囚の場合、「死刑囚の心情の安定」というのが理由とされています。通信費の足しにでも、といふことで。

個

◆ ニュースありがとうございます。死刑確定囚の場合、「死刑囚の心情の安定」というのが理由とされています。通信費の足しにでも、といふことで。

個

◆ 自律と自覚が要請される「個」



編集後記

先日、NHK・Eテレで、「失われた言葉をさがして 辺見庸 ある死刑囚との対話」という番組が放映されました。（2012年4月15日放送）

大震災のあと、言葉による表現のやすっぽさが暴かれてしまったという辺見庸が、大道寺将司の句集を出すことに奔走している姿を、彼のモノローグと大道寺の俳句をかきねて紹介する内容でした。

言語表現がやすっぽいと言った辺見が、大道寺が獄中で作り出している俳句の中に言葉への希望を見出したのかもしれません。

彼がある新聞の中で、震災後、「がんばれ日本」とか「絆」とかの言葉が氾濫し、震災を表現する言葉に、あるタブーが生まれたのではないかといったようなことを書いていた記憶があります。

その文章の最後には折口信夫が関東大震災直後に書いた詩の一節が載っていました。

「憎い きらびやかさも、繊細の もつたいなさも、あゝ愉快と 言つてのけようか。一舉になくなつちまつた。」
(亜人)

求む!傍聴人

泉水博さんとの
獄中獄外交通権回復のための
国家賠償請求共同訴訟

【第4回口頭弁論】

日時: 2012年5月11日(金) 13時半~

場所: 岐阜地方裁判所 302号法廷

カンパ先

郵便振替

口座名称: 泉水国賠通信編集会議

口座番号: 00130-3-418009

泉水国賠通信 n-ro2

発行日 2012年5月1日

発 行 泉水国賠通信編集人

連絡先 〒105-0004

東京都港区新橋 2-8-16 石田ビル5階

救援連絡センター 気付